

居住誘導区域内の空家等に居住するための改修工事費用の一部を補助します！

倉敷市居住誘導区域空家等改修事業費補助金交付制度

住宅の立地の適正化や空家等の有効活用を進めるため、居住誘導区域内の空家等に居住するために実施する改修工事費用の一部を補助します。（申請はお一人さまにつき1回限りとなります。）

申請受付期間

令和7年4月25日（金）から令和8年2月13日（月）まで

※ただし、予算に達し次第受付を終了します。

※申請様式や添付資料等のご案内のため事前の相談をお願いします。

対象となる空家等

以下の①～⑤のいずれにも該当する一戸建ての空家等が補助金の対象となります。

- ①倉敷市立地適正化計画において設定する居住誘導区域内にあること
- ②以下のア～ウのいずれかに該当するものであること
 - ア 建築の着工の日が昭和56年6月1日以降であること
 - イ 昭和56年5月31日以前に着工されたもので現行の耐震基準を満たしているものであること
 - ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたもので現行の耐震基準を満たしていないものは、補助を受けて実施する改修工事の完了までに現行の耐震基準に適合させるための工事を完了できるものであること
- ③賃貸するために改修工事を行うものでないこと
- ④改修工事の完了後に居住予定者が速やかに居住するものであること
- ⑤空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告を受けている特定空家等でないこと

補助対象工事等

市内に本社または本店を有する市内業者が実施する以下の工事等が補助金の対象となります。

（併用住宅においては居住部分に係る部分のみが対象となります。）

- ①住宅としての機能を維持もしくは向上させるための修繕や模様替え、一部改築、増築等の改修工事
- ②住宅としての機能を維持又は向上させるために行う外構工事
- ③空家等の内部や敷地内の清掃、家財等の処分に必要な作業
- ④令和8年2月28日頃までに工事を終え、同年3月20日までに実績報告書を提出できる見込みのあるもの

対象者

- ・対象となる空家等の所有者（法人を除きます。）
- ・市税を完納し、暴力団関係者でない方

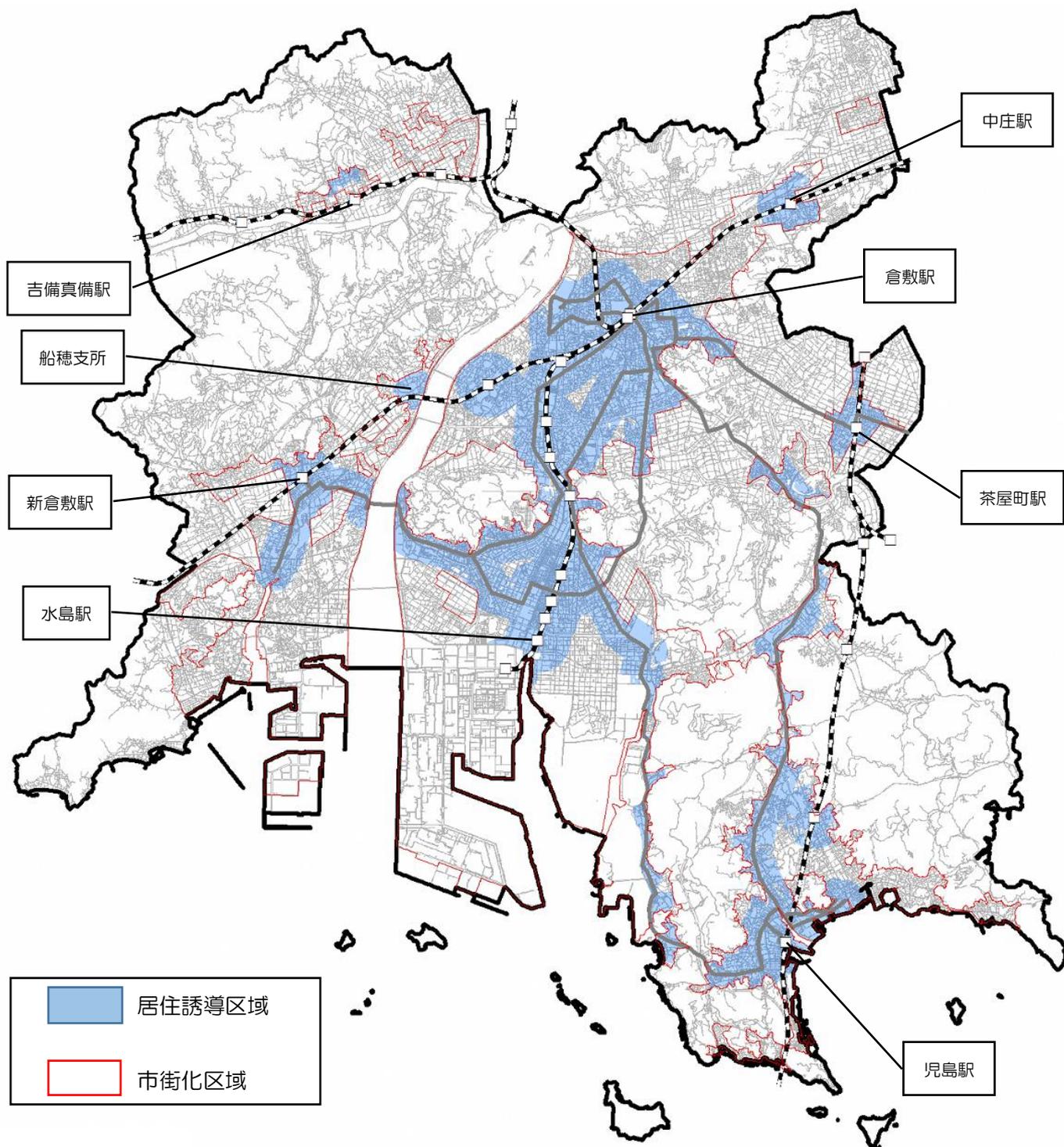
補助額

- ・補助対象工事等にかかる費用の1/2
（上限額50万円）

お問い合わせ先

倉敷市建設局 建築部建築指導課 空家担当
〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地
TEL：086-426-3501 FAX：086-427-3536





・空家等が居住誘導区域内にあるかについては、都市計画課へお尋ねください。

倉敷市統合型GISでも確認できます。

倉敷市建設局 都市計画部都市計画課

TEL:086-426-3455

(立地適正化計画 HP)

<https://city.kurashiki.okayama.jp//cityinfo/city-plan/1005786/1005792/1005795.html>

(倉敷市統合型GIS)

<http://www.gis.pref.okayama.jp/kurashiki/Portal>

都市計画参考図から区域の確認ができます。



(立地適正化計画 HP) (倉敷市統合型GISHP)